

令和5年度 大町議会活動方針

1. 基本理念

近年、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化するなか、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である議会には、これまで以上にその重要な役割を果たすことが求められており、また、その議会を構成する議員についても資質の向上が求められています。しかしながら、先般の統一地方選挙における町村議会議員の選挙では、1250人が無投票で当選し、総定数に占める割合は30.3%と、総務省に記録が残る昭和26年以降で最も高い割合になりました。全国的に議員の成り手不足が年々深刻化しているなか、議会や議員が何をしているかよくわからないといった町民のマイナスイメージを払拭し、政治をもっと身近に感じていただくためにも、これまで以上に町民にわかりやすく、開かれた議会を目指します。

2. 基本方針

(1) 議会活動の見える化への取り組み

- ・町民に必要なとされ、わかりやすく、開かれた議会を目指すために、町民とのふれあい交流事業の開催。
- ・SNSなどを活用し、若者に向けた情報発信の検討を行うことで、投票率の向上を目指す。

(2) 議会改革への取り組み

- ・議会の機能強化や情報公開など、町民目線、町民感覚に則った議会改革の推進。
- ・議員の成り手不足への対応として、議員の定数見直しについての検討

(3) 政策立案に向けた取り組み

- ・先進市町による政策立案、政策提言の取組事例を調査・研究

3. 委員会活動方針（取り組むべき課題）

総務建設常任委員会

- 1 地域交通網（コミュニティバス）の調査・研究
- 2 定住政策の調査・研究

文教福祉常任委員会

- 1 子育て支援の調査・研究

広聴広報常任委員会

- 1 ふれあいまつりへの参加
- 2 (仮称)ふれあい交流事業の実施に向けての検討
- 3 議会だより年4回(R5年7月、10月、R6年1月、4月)の発行
- 4 ホームページ及びSNSの活用

議会運営委員会

- 1 議会改革の継続(審議)
- 2 議会運営に関する申し合わせ事項の再見直し
- 3 議員定数の見直し(遅くとも3年後までに条例改正ができるよう検討していく)

4. 議員研修事業実施計画

議員の資質向上を図るために研修事業を推進します。